

広報・情報誌 精華町民生児童委員協議会

# 精華のいぶき

第6号 2015年5月



民生児童委員のマーク

事務局：〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70 (精華町役場福祉課内) TEL.0774-95-1904 FAX.0774-95-3974  
URL <http://www.minsei-seika-kyoto.jp/> E-mail [minkyos@town.seika.kyoto.jp](mailto:minkyos@town.seika.kyoto.jp)

平成27年度

「民生委員・児童委員の日」

活動強化週間

〈実施期間〉

平成27年5月12日(火)～5月18日(月)

町民児協は、ティッシュ配布活動を実施

民生委員・児童委員の日とは

5月12日は民生委員・児童委員の日です。これは、大正6(1917)年5月12日に、民生委員制度の源である濟世顧問制度を定めた岡山県濟世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の活動をより多くの方々に知っていただくとともに、民生委員・児童委員自らの意識を高めるため、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、また5月12日からの1週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定めています。

活動強化週間には、広く地域住民や関係機関・団体等に民生委員・児童委員やその活動について理解を深

めていただくため、全国各地でさまざまなPR活動等に取り組みます。

民生児童委員

活動強化モデル事業の目的

経済的困窮や社会的孤立、虐待、いじめ、悪質商法被害など、地域住民が抱える課題は多様化、深刻化しています。こうしたなか、本年4月からは生活困窮者自立支援法が施行され、また介護保険制度も改正される等、社会福祉諸制度の見直しも行なわれています。

さらに、災害対策基本法改正を受け、地域における要援護者支援の体制づくりも重要な課題となっています。

民生委員・児童委員

はこれまで、「広げよう

地域に根ざした

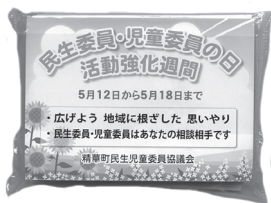
思いやり」行動宣言に

掲げた、「安心して住み続けることのできる地域社会づくり」のために、それぞれの地域において関係機関と連携し、さまざまな取り組みを推進してきました。

こうした活動をさらにすすめるためには、地域における人と人とのつながりを強め、住民互助の機能を高めるとともに、関係機関の連携・協働による支援の取り組みを進めることが重要です。そのためにも、まず民生委員・児童委員の存在や活動について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築いていく目的で、民生児童委員活動強化モデル事業を展開していきます。

精華町民生児童委員協議会では、活動強化週間または前後に、町内の駅前周辺や商業施設でティッシュ配布活動を実施する予定です。

掛けた写真が写すように、民生委員・児童委員のティッシュを渡します。



精華町民生児童委員協議会

平成27年度

# 精華町民生児童委員協議会

## 事業計画

### ◎活動方針

本町民生児童委員は「社会奉仕の精神」を活動の原則としながら、行政の協力機関としての役割を果たし、自主活動を展開しつつ、一貫して地域福祉の推進役として活動してきました。常に人の持つ温かさや奉仕の光を地域に届け、それぞれの時代で福祉を切り開いています。また、社会の課題と向き合い、地域の福祉の要としてたゆまぬ努力を重ね、福祉の向上と発展のために貢献してきました。

一方、経済的な困窮や社会的孤立、虐待、悪質商法被害など、地域住民が抱える課題は多様化、深刻化している中、平成27年には、生活困窮者自立支援制度や子ども・子育て支援制度の施行、介護保険制度の改正などが予定され、新たな取組み方などが期待されています。

現在、本格的な少子高齢社会とともに、核家族化や単身世帯の増加、

家族意識の変容が進んでおり、福祉制度では対応しきれない多様な生活問題を抱えた住民が増えています。また、経済金融情勢の悪化に伴い、生活不安が広がっています。さらに、地震や水害等の自然災害も相次いでいます。

このような状況にあって、「広げよう地域に根ざした思いやり」の精神に基づき、安心で安全な福祉のまちづくりのため、常に住民の立場に立つて相談・支援活動を展開していくことが必要となっています。

そのためには、人と人とのふれあいの機会を通じてつくられる住民同士のつながりや、信頼関係を積み重ねていくとともに、各小学校区部会を単位とした研修、情報の共有、困難事例検討の機能をさらに充実させ、精華町民生児童委員協議会の主体的機能の確立を図っていきます。

また、民生児童委員は、あくまでも（行政委嘱型の）ボランティアです。解決に至るまで、すべてを担う

**高年齢者支援**  
介護に関する困り事や生活不安の相談など

**災害時一人も見逃さない運動**  
いざという時、地域の力が大切です！防災マップ作りを進めています

**子育て支援**  
・仲間づくり  
・いじめや虐待などの相談活動  
・児童の安全見守り協力など  
専門担当の「主任児童委員」と一緒に活動しています

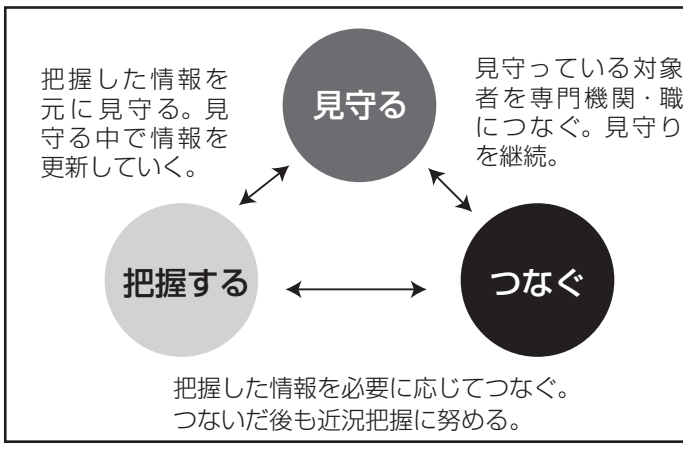
**障がい者支援**  
生活上の心配や相談など

## 福祉サービスの情報提供や関係機関へのパイプ役です

ことは当然できません。関係機関や専門職と話し合いを重ねる中で、きちんとそれぞれの役割を分けていく必要があります。

その役割分担の中で、民生委員が担える役割としては、「見守ること」と、「状況に応じて専門機関・職に「つなぐこと」、そして対象者や地域の

### 基本的な民生委員の3つの役割



「情報を把握する」ことが基本的な役割としてあげられます。また、先述の依頼の多くは、概ねこの3つの役割に当てはめることができるのではないのでしょうか。※(表のとおり)

これらの役割を念頭に置きながら、各事業に協力していくことで、自身が「何のために活動に参加しているのか」、その活動の位置づけが見えてくるかもしれません。

もちろん、この役割全てを担う必要はありませんが、地域の状況を見

### ◎事業内容

ながら、どれかが不足しないよう活動のバランスを考えていく必要があります。

- 全体の活動内容
- (1) 定例会、役員会の開催
- (2) 京都府、相楽郡民生協主催行事への参加、出席
- (3) 各種研修会等の開催、参加(町民児協、府民児協、郡民児協)
- (4) 全体の管外研修(年1回)及び関連機関による勉強会(定例会時)
- (5) 小学校部会の開催(定例会後に開催)
- (6) 小学校部会の代表者会議の開催(5月、7月、9月、12月、2月の第1木曜日)
- (7) 各種福祉関連行事等への参加、協力
- (8) 災害時要配慮者登録の再確認
- (9) 町内小・中学校や町との交流の促進
- (10) 民児協活動のPRと委員相互の情報交換の推進
- (11) あんしん相談
- (12) 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間
- (13) 子育て支援センター行事・講座への保育サポート

### あんしん相談の日程表

- 日 時：毎月第3水曜日 13：30～15：00
- 場 所：役場2階相談コーナー
- 相談員：民生児童委員(2名)

開 催 日	27年	5月20日	6月17日	7月15日
		8月19日	9月16日	10月21日
		11月18日	12月16日	
	28年	1月20日	2月17日	3月16日

## 子育て支援事業

### 出前ペープサートのご案内

民生児童委員は、町内各地区の育児サークルに伺い、ペープサート、エプロンシアター、手遊びなどを通して、子育て真っ最中の親御さんやお子さんたちと楽しくふれあいをもちたいと考え、出前ペープサート活動をしています。ぜひ、お声をおかけください。

◆問い合わせ：精華町福祉課  
TEL：95-1904

- 小学校区部会の活動内容
  - ・部会における研修及び勉強会
  - ・管内並びに管外の福祉施設の見学と意見交換(上半期に管内、下半期に管外)
- 広報部の活動内容
  - ・広報誌『精華のいぶき』の発行等
  - ・ホームページの更新・充実
- 主任児童委員の活動内容
  - ・町内各小中学校を訪問し、実態把握・情報の共有
  - ・保・幼・小連携推進協議会への参加、連携
- 就学指導委員会への参加、連携
  - ・要保護児童対策地域協議会への参加、連携
  - ・虐待等の防止・早期発見のための連絡体制の充実
  - ・専門職と連携し、赤ちゃん訪問・子育ての不安等の解消
  - ・ペープサート等を活用し、子育てサロンへの協力
  - ・社会環境浄化委員会への参加、連携
  - ・研修会への参加・出席(京都府・相楽郡)

# 特殊詐欺被害急増!

## 精華町民生児童委員協議会が

## 「特殊詐欺被害防ぎ隊」として活動開始



### ◆ 特殊詐欺の現状 ◆

被害総額過去最悪

平成26年中、京都府内の特殊詐欺被害は158件、被害総額11億4601万円となり、平成25年に比べて被害総額が4億7786万円増加しました。

特に65歳以上の方の被害が全体の73%に達しています。

### ◆ 特殊詐欺被害防ぎ隊 ◆

木津警察署では、去る3月2日にこうした特殊詐欺被害の未然防止を目的に精華町民生児童委員協議会等の団体を「特殊詐欺被害防ぎ隊」に委嘱して、隊員による家庭訪問の機会を通じて特殊詐欺被害に関する情報提供等の活動を開始しました。

### ◆ 主な手口 ◆

最近の特殊詐欺の手口は、株や債権購入を口実にしたものが主ですが、犯人は次々手口や手法を変えています。

怪しいと感じたときには110番若しくは木津警察署に連絡してください。

木津警察署

〇七七四一七二一〇一〇



「特殊詐欺防ぎ隊」による啓発資料(例)



## 地域安全ニュース

木津警察署 平成27年2月



### 特殊詐欺被害がとまらない!!

～高齢者の方が狙われている～

平成26年中、京都府内において158件被害総額11億4601万円(前年比+4億7786万円)の特殊詐欺被害が発生しています。

特に、65歳以上の高齢の方の被害が約73%に達しています。

#### 【被害防止のキーワード】

- ・〇〇の権利に当選した。
- ・名義だけ貸して欲しい。
- ・直ぐに手続きしなければ解約金が必要になる。
- ・ゆうパック(レターパック)等で現金を送って欲しい。

#### こんな電話があれば要注意!!

#### ◆ 特殊詐欺被害防止 京都府警察本部長緊急メッセージ ◆

- 午前中のお金の用立て電話は 即警戒!
- 心当たりのない会社からの電話やパンフレットが来たら 即通報!
- ゆうパックやレターパック、宅配便での送金依頼は 即110番!

木津警察署 生活安全課 0774-72-0110 (内線260)

木津警察署から「特殊詐欺被害防ぎ隊」として委嘱を受けた町内の団体

- ・精華町民生児童委員協議会
- ・精華町社会福祉協議会
- ・社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- ・精華町地域サロン 華寿
- ・精華町ボランティア連絡協議会
- ・精華町老人クラブ連合会
- ・せいか地域福祉ドットコム川西ふれあいネットワーク
- ・せいか地域福祉ドットコム山田川きずなポート
- ・せいか地域福祉ドットコムさわやかウエスト